

協会けんぽ みやざき

令和7年度の健康保険料率に反映 インセンティブ制度の実績(令和5年度)について

「インセンティブ制度」 とは?

協会けんぽが定める「5つの評価指標」に基づき、47都道府県支部の取組結果に応じて総合順位の上位15支部にインセンティブが付与され、当該支部の都道府県健康保険料率に反映される制度です。

令和5年度の取組実績が、
令和7年度の保険料率に反映されます。

インセンティブ制度の
詳細についてはこちら▶



5つの指標と総合順位結果

実施率・受診率だけでなく前年度からの伸び率も評価されるため、今後の取組がとても大切になります。これらの取組は皆さまの未来の健康にもつながりますので、ご協力をお願いします。

令和4年度
7位

総合
6位 / 47位中

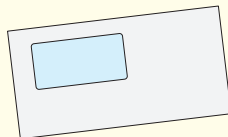
指標1 特定健診等の実施率

令和4年度
40位

3位

●協会けんぽの健診を受ける

被保険者:生活習慣病予防健診
被扶養者:特定健診
協会けんぽの健診以外(事業者健診)を実施の場合は、健診結果データを協会けんぽに提供



指標2 特定保健指導の実施率

令和4年度
8位

29位

●特定保健指導の対象となったら、必ず受ける。

事業所様へのお願い

従業員の方が対象の場合は、協会けんぽから事業所様へ「特定保健指導のご案内」をお送りします。対象者全員が受けていただくよう調整をお願いします。



指標3 特定保健指導対象者の減少率

令和4年度
11位

8位

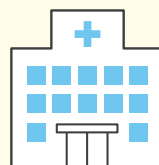
- ・特定保健指導の対象とならないよう、健康的な食生活や適度な運動、禁煙などに取り組む。
- ・特定保健指導で決めた目標を、中断することなく継続して行う。

指標4 要治療者の医療機関受診率

令和4年度
13位

31位

- ・健診結果で「要治療」「要精密検査」となったら、速やかに医療機関を受診する



指標5 ジェネリック医薬品の使用割合

令和4年度
2位

4位

- ・医療機関で薬の処方を受ける際には、医師・薬剤師に「ジェネリック医薬品」を希望する旨を伝える。



